

三陸復興国立公園等復興事業（公共）

2, 115百万円（1, 109百万円）

自然環境局 自然環境整備担当参事官室

1. 事業の概要

東日本大震災により、東北地方太平洋岸に位置する陸中海岸国立公園等の自然公園の利用施設や国指定鳥獣保護区の保全事業施設の多くが甚大な被害を受けた。公園利用施設等は、観光産業をはじめとした地元雇用の創出等、地域再建にも寄与するものであり、被災自治体等より早期復旧を強く求められているところ。そのため、三陸復興国立公園の創設を核としたグリーン復興のビジョン（平成24年5月7日環境省）をもとに、陸中海岸国立公園での復旧整備を引き続き推進するとともに、平成25年度に指定を予定している三陸復興国立公園の集団施設地区及び歩道等の整備、東北海岸トレイルの利用拠点施設及び全線統一的な標識の整備、並びに国指定鳥獣保護区における保全事業を実施する。

2. 事業計画

安全・安心の観点から津波対策等の防災機能を強化しつつ、国立公園の集団施設地区及び歩道等及び東北海岸トレイルの利用拠点等において、被災した既存利用施設の復旧整備や、観光地の再生に資する復興のための整備を行うとともに、国指定鳥獣保護区における保全事業を実施する。なお、施設の整備に際しては、災害廃棄物由来の再生資材の積極的な活用を図ることとする。

3. 施策の効果

三陸復興国立公園への指定を計画している陸中海岸国立公園等の自然公園は、地域の観光資源として重要な役割を担っており、これらの復旧は観光産業をはじめとした地元雇用の創出等、地域再建にも寄与するものであり、東北地方の復興に資するもの。

三陸復興国立公園等復興事業

●三陸復興国立公園の創設を核としたグリーン復興のビジョン（平成24年5月7日環境省）をもとに、陸中海岸国立公園での復旧整備や、平成25年度に指定を予定している三陸復興国立公園及び東北海岸トレイルの利用拠点等における施設の整備、国指定鳥獣保護区内における保全事業を実施。

●事業実施箇所

(継続)陸中海岸国立公園の集団施設地区、歩道、園地等

主な事業地 宮古姉ヶ崎、浄土ヶ浜、碁石海岸、気仙沼大島

(新規)国立公園編入地域の集団施設地区、歩道、園地等

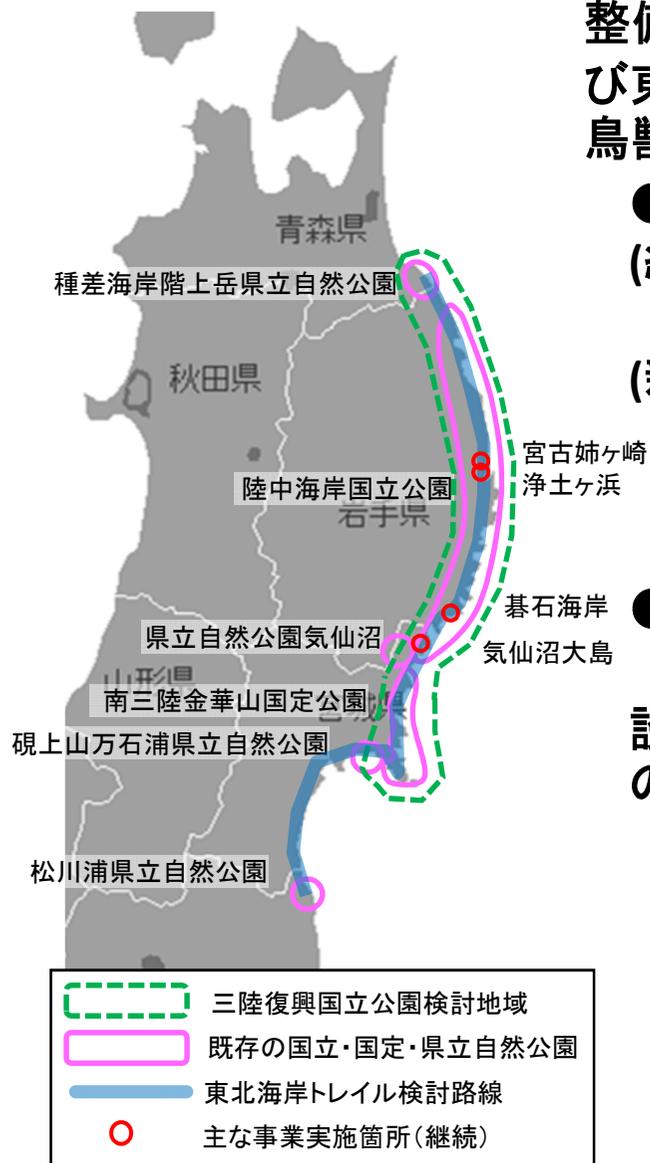
国指定鳥獣保護区における保全事業

東北海岸トレイル利用拠点施設(公園外・2地区程度)

東北海岸トレイル全線統一標識

●事業内容

被災した公園利用施設の復旧、観光の復興のための公園施設の整備、東北海岸トレイル利用拠点等整備、保全事業実施のための調査等



被災直後(浄土ヶ浜)



仮復旧後